

事業者応援給付金、事業再出発支援給付金 支給要領

1.概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている精華町内の事業者について、売上減少による資金繰りの安定を図ることを目的に新型コロナウイルス対応の融資制度を活用し、事業継続に努める事業者と、国や京都府の新型コロナウイルス感染症対策の補助金の交付を受けて、感染防止対策及び業務改善・売上向上に取り組む事業者を支援することを目的として、町から給付金を支給します。

2.支給対象者

給付金は、次の要件を満たす者（以下「申請者」という。）に支給します。

(1)事業者応援給付金

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少した事業者を対象とした融資制度（別紙一覧のとおり）による融資を受けた者。
- イ 融資制度による融資が実行された日から給付金の申請を行った日までの間、精華町内に事業所を有する者。

(2)事業再出発支援給付金

- ア 国や京都府の新型コロナウイルス感染症対策の補助金（別紙一覧のとおり）の交付決定を受けた者。
- イ 国や京都府の補助金申請を行った日から給付金の申請を行った日までの間、精華町内に事業所を有する者。

3.支給額

(1)事業者応援給付金

中小企業	20万円
小規模事業者・個人事業主	10万円

(2)事業再出発支援給付金

中小企業	補助金交付額の2分の1の額（千円未満切り捨て） で、上限15万円
小規模事業者・個人事業主	補助金交付額の2分の1の額（千円未満切り捨て） で、上限10万円

※上記給付金について、(1)(2)を併せて給付を受けることは可能です。

なお、(1)については複数の融資を受けていても、1事業者当たりの支給額は同様としますが、(2)については複数の補助金の交付決定を受けた場合、それぞれに支給額を決定します。

〔中小企業の範囲〕

業種	常時使用する従業員	資本金又は出資の総額
製造業・その他の業種	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

〔小規模事業者・個人事業主の範囲〕

業種	常時使用する従業員
製造業・その他の業種	20人以下
卸売業	5人以下
小売業	5人以下
サービス業	5人以下

4.申請方法

申請期間内に次の書類を提出してください。

(1)事業者応援給付金

①精華町事業者応援給付金交付申請書兼請求書 様式第1号

②同意書 様式第2号

<添付書類>

①融資を受けたことが分かる書類等の写し

(例：金銭消費貸借契約証書の写し、「信用保証決定のお知らせ」の写し、返済予定表の写し、融資実行された日と金額が記帳された通帳の写し)

②精華町内で事業を行っていることが確認できる書類等の写し

(法人の場合：登記事項証明書等、個人の場合：住民票の写し等)

(2)事業再出発支援給付金

①精華町事業再出発支援給付金交付申請書兼請求書 様式第1号

※複数の補助金の交付決定を受けた場合は、補助金交付決定ごとに申請書を提出してください。

②同意書 様式第2号

<添付書類>

①国もしくは京都府の各補助金交付決定通知書の写し

②精華町内で事業を行っていることが確認できる書類等の写し

(法人の場合：登記事項証明書等、個人の場合：住民票の写し等)

5.提出方法

上記の提出書類を下記の提出先まで郵送又は持参してください。

※感染拡大防止の観点から、郵送での申請にご協力をお願いします。

[提出先]

〒619-0285

精華町大字南稲八妻小字北尻70番地

精華町役場 産業振興課 宛

※封筒表面に「事業者応援給付金申請書在中」もしくは「事業再出発支援給付金申請書在中」と記載をお願いします。

6.申請期間

令和2年10月12日～

(申請期間を令和3年3月31日から延長しました。)

7.支給の決定

申請後、提出された申請書類の内容に基づいて給付金の支給決定を行い、請求書に記載された指定口座に支給します。また支給を決定したときは、後日文書により申請者宛てに通知します。

8.その他

支給決定後、支給要件に該当しない事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、町は給付金の支給決定を取り消します。また申請者に対し、給付金の返還請求を行います。

9.問い合わせ先

精華町役場 産業振興課 商工観光係 電話：0774-95-1903 (直通)

＜精華町事業者おうえん給付金の対象融資と対象補助金の一覧＞

【事業者応援給付金】対象融資一覧

京都府の融資制度	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対応緊急資金（セーフティネット保証5号） ・災害対策緊急資金（セーフティネット保証4号） ・あんしん借換資金（危機関連枠） ・新型コロナウイルス感染症対応資金
日本政策金融公庫の融資制度	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・マル経融資(小規模事業者経営改善資金)(新型コロナウイルス感染症関連) ・セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金） ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス感染症関連） ・新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付 ・新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン） ・生活衛生新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（生活衛生新型コロナ対策資本性劣後ローン）
商工組合中央金庫の融資制度	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・新型コロナウイルス感染症特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）

※申請の際には上記融資を受けたことがわかる書類等を添付してください。

例) ・金銭消費貸借契約証書の写し

・「信用保証決定のお知らせ」の写し

・返済予定表の写し

・融資実行された日と融資金額が記帳された通帳の写し など

【事業再出発支援給付金】対象補助金一覧

国の補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金（一般型） ・令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型） ・令和2年度第3次補正予算 小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）
京都府の補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等事業再出発支援補助金 ・中小企業者等緊急応援補助金

※申請の際には上記補助金の交付決定通知書の写しを添付してください。